

特別永住者・永住者の方へ

切り替えて安心!!

特別永住者証明書 又は
在留カード に
切替えは
お済みですか?



外国人登録証明書は特別永住者証明書又は
在留カードに切り替える必要があります!!



外国人登録証明書



特別永住者証明書



在留カード

特別永住者の方	対象となる方		切り替える期限
	平成24年(2012年)7月9日に16歳以上であった方	次回確認(切替)申請期間の始期とされる誕生日が平成27年(2015年)7月8日までの方(※)	平成27年(2015年)7月8日まで
	平成24年(2012年)7月9日に16歳未満であった方	次回確認(切替)申請期間の始期とされる誕生日が平成27年(2015年)7月9日以降の方(※)	次回確認(切替)申請期間の始期とされる誕生日まで

※ 次回確認(切替)申請期間の始期とされる誕生日は、外国人登録証明書の券面(上記見本の — 部分)で確認できます。

永住者の方	対象となる方		切り替える期限
	平成24年(2012年)7月9日に16歳以上であった方	平成27年(2015年)7月8日までに16歳の誕生日が到来する方	平成27年(2015年)7月8日まで
	平成24年(2012年)7月9日に16歳未満であった方	平成27年(2015年)7月9日以降に16歳の誕生日が到来する方	平成27年(2015年)7月8日まで

※詳細は法務省入国管理局のホームページをご覧ください。 <http://www.immi-moj.go.jp/keiziban/pdf/kirikaenoosirase.pdf>

お問い合わせ先 法務省入国管理局 外国人在留総合インフォメーションセンター(平日8:30~17:15)

電話0570-013904(IP電話・PHS・海外からは03-5796-7112)

(特別永住者の方) 鏡野町 住民税務課 電話(0868)54-2985

お忘れなく!

臨時福祉給付金の申請を受付けています

臨時福祉給付金の申請期限は、

平成27年1月5日(月)です。

期限内に申請しないと、給付金は支給されませんので、ご注意ください。
※詳細は下記までお問い合わせください。

確認じゃ



お問い合わせ先
鏡野町 保健福祉課福祉係
電話(0868)54-2985

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます ～年末調整・確定申告まで大切に保管を～

平成26年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方に、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されます。

また、平成26年10月1日から12月31日までの間に今年のはじめて国民年金保険料を納付された方は、翌年の2月上旬に送付されます。

年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のながきに表示されている番号にお問い合わせください。

〈ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル〉

0570-058-555(ナビダイヤル)

050から始まる電話でおかけになる場合は 03-6700-1144

○自動音声でご案内します。自動音声案内に従って「3」を押してください。

〈受付期間〉

平成26年11月4日(火)～平成27年3月16日(月)

〈受付時間〉

○月～金曜日 午前9時～午後7時

○第2土曜日 午前9時～午後5時

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。